

令和 6 年 7 月 31 日
住宅局参事官(建築企画担当)付

改正建築基準法・建築物省エネ法に係るテキスト等を無償で配布します！

令和 7 年 4 月 1 日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、木造戸建住宅の壁量計算等の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。

これらの改正については、ホームページにて改正建築基準法・建築物省エネ法に係るテキスト等を公開しております。設計者・施工者等を対象として、ご希望の方には、冊子版のテキスト等を無償で配布いたしますので、専用の入力フォームからお申し込みください。

- ホームページにて改正建築基準法・建築物省エネ法に係るテキスト等を公開しております。下記アドレスから、いつでも閲覧およびダウンロードをすることができます。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>
- 冊子版のテキスト等の配布をご希望の方は、下記アドレスの専用の入力フォームにおいて、必要事項を記入し、希望する冊子版のテキスト等を選択の上、お申し込みください。無償で配布いたします（印刷費及び送料は国土交通省が負担いたします。）。
https://krs.bz/koushoo-setsumeikai/m/r6_kentiku-shiryo

【対象者】 設計者・施工者等

【申込期間】 令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

【その他】 多くの皆様のご希望に応えるため、部数を調整させていただくことがあります。
また、予定数量に達し次第、受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

<配布に関すること>

改正建築基準法・建築物省エネ法に係るテキスト等の発送申込フォーム 問合せ窓口

メールアドレス : r6_kentiku-shiryo@shoenehou.jp

<制度に関すること>

住宅局参事官（建築企画担当）付

電話 : 03-5253-8111